

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4292000139 ふくしま森林再生事業森林整備等(鹿島33林班外)総合監理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区小山田地内外
	種類	業務委託
	概要	森林整備業務、路網整備工事、放射性物質拡散防止対策工事の総合監理業務 森林整備等 森林整備 下刈 2.86ha、間伐 4.60ha、更新伐 2.54ha、整理伐 7.2ha 路網整備 作業道(新設) 880m 放射性物質対策 土砂流出防止対策 丸太筋工 406m
相手方	名称	福島県森林組合連合会
	代表者	代表理事会長 秋元 公夫
	所在地	福島県福島市中町5番18号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、南相馬市原町区小山田地内外の森林整備業務、路網整備工事、放射性物質拡散防止対策工事の総合監理業務である。当該総合監理業務においては、年度別事業実施計画の作成業者が森林整備等の設計内容を熟知しており、最も効率的に業務を行うことができるため、上記業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名〔 農林整備課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4292000143 (29) 村上保管場所管理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区村上地内
	種類	業務委託
	概要	村上保管場所の適正かつ効率的に運用し海岸防災林(高盛土)の進捗を図るため、盛土材の搬入者との調整及び現地の管理を行う
相手方	名称	応用地質株式会社 福島支店
	代表者	支店長 菅蒲 幸男
	所在地	福島市三河南町11-10
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>村上保管場所の管理については、当該箇所に海岸防災林(高盛土)用土の搬入者である環境省及び南相馬市生活環境課及びその請負業者と緊密に連携することにより、保管場所の効率的な運用ができ、高盛土の進捗が図れる。そのため、環境省及び市生活環境課が事業管理を委託している当該業者が、業務を円滑に行える情報等を蓄積しており、また、保管場所計画時から環境省、生活環境課の立場で参画しているため保管場所設置目的も熟知しているため、当該業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 { 農林整備課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4292000155 南相馬市テニスコート管理棟建設工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区下高平字堂場 地内
	種類	業務委託
	概要	建築工事 南相馬市テニスコート管理棟建設工事 ・木造2階建て A = 139.12 m ² ・観覧席棟工事 一式 ・電気設備工事 一式 ・機械設備工事 一式 南相馬市テニスコート増設電気設備工事 一式
相手方	名称	株式会社 内田建築設計事務所
	代表者	代表取締役 佐藤 孝夫
	所在地	福島県福島市中町9番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市テニスコート管理棟建設工事の工事監理業務である。工事監理業務においては、対象施設の設計業者が設計内容を熟知していることにより、的確な工事監理を行うことができるのは上記業者のみと見込まれることから、当該工事に係る上記設計業者との随意契約とするものである。	
	工事等担当課名 [文化スポーツ課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4292000159 牛越浄水場更新詳細設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内
	種類	業務委託
	概要	牛越浄水場更新詳細設計 ・急速ろ過処理 Q=3,720m ³ /日 1式
相手方	名称	新日本設計株式会社 相双営業所
	代表者	所長 加藤 知宏
	所在地	南相馬市原町区上町三丁目 38-2
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、牛越浄水場施設の効率化を目指した詳細設計を行うものである。</p> <p>上記業者は、本業務の前段において基本設計を行っており、施設の機能等を十分に熟知していることから、基本設計の趣旨を踏まえた確かつ迅速な詳細設計業務を履行できるのは当該事業所のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [水道課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4292000167 南相馬市立総合病院院内保育所建設工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高見町2丁目地内
	種類	業務委託
	概要	南相馬市立総合病院院内保育所建設工事監理業務 1式
相手方	名称	株式会社白井設計
	代表者	代表取締役 白井 武男
	所在地	福島県会津若松市インター西56番地6
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業者は、南相馬市立総合病院院内保育所建設工事の実施設計を受注しており、実施設計に沿った適切な監理が可能と判断し、随意契約とするものである。</p>	
<p>工事等担当課名 [南相馬市立総合病院事務課]</p>		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4292000194 減圧弁保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本陣前二丁目地内 外
	種類	保守点検業務委託
	概要	減圧弁保守点検業務 一式 内部点検及び調整 4基 外部点検及び調整 12基
相手方	名称	株式会社森田鉄工所 東京営業支店
	代表者	支店長 奥村 一志
	所在地	東京都千代田区岩本町2丁目4番10号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>既存の機械（減圧弁）については上記業者の製品であり、保守点検の実施にあたっては独自の技術力が必要となるため、他の業者での実施は困難であると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [建設部 水道課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4292000200 農業水利施設等保全再生事業(南相馬地区)ため池放射性物質対策工業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区小山田字中丸地内外
	種類	委託
	概要	農業用ため池 27池(鹿島11池、原町8池、小高8池) 対策工 27池 対策範囲 A = 90,836 m ² 対策厚 t = 5 cm ~ 30 cm ポンプ浚渫工 1式 直接除去工 1式
相手方	名称	南相馬市復興事業協同組合
	代表者	理事長 石川 俊幸
	所在地	南相馬市原町区錦町一丁目25番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、震災後の復興において市内全域の建設業者が集結した団体であり、津波、地震被災によるガレキ解体や生活圏除染や農地除染での大手企業と連携した作業に従事しており、ため池放射性物質の対策においても、地域を熟知した地元業者が施工する場合、ため池への仮設等やため池用新規仮置場等においても迅速に対応出来ることから、平成25、26年と市内の実証実験や福島県内のため池の実証実験に積極的に参加し、対策工法に対して見識がある業者を多数有している。</p> <p>このことから、平成28年11月に市発注のため池対策工30箇所を随意契約にて受注し現在実施中であり、月2回の技術部会を開催し、さらなる見識を深めている所である。</p> <p>また、ため池の対策に伴う池底の除去も営農再開をしているため池については、農閑期である10月～3月の期間中にしか作業が行えないことから、3年程の期間が必要としている。</p> <p>このため、農閑期に対策工が集中することから、業務の規模・内容等から大量の機械が必要であるため、市内全域の建設業者で組織されている上記組合との随意契約を行いたいものである。</p>	
工事等担当課名 [農林整備課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4292000201 農業水利施設等保全再生事業(南相馬地区)ため池放射性物質対策工発注者支援業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区小山田字中丸地内外
	種類	委託
	概要	発注者支援業務 1式 発注者支援 1式 打合せ 154回 業務委託 1式 委託管理 27池 監督員補助 251日 旅費交通費 1式
相手方	名称	福島県土地改良事業団体連合会
	代表者	会長 車田 次夫
	所在地	福島県福島市南中央三丁目36番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 当該業者は、福島県内のため池の特性・状況等について見識があり、「ため池放射性物質対策技術マニュアル」の策定においても携わっており、対策工の技術的見識のある業者である。当市においても平成27年度の詳細調査を実施したことから、当市のため池についても熟知しており、対策工の発注者支援を行う業者としては、最も効率的に業務を行うことができるため、当該業者と随意契約を行いたいものである。	
	工事等担当課名 [農林整備課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 9 2 0 0 0 2 3 0 農業用水利施設等除草(小高区)業務委託
	履行場所	南相馬市小高区区内一円地内
	種類	業務委託
	概要	草刈業務 A = 318,777 m ² 農道 166 路線 A = 241,782 m ² 農業用排水施設 178 地区 A = 76,995 m ²
相手方	名称	南相馬市復興事業協同組合
	代表者	理事長 石川俊幸
	所在地	福島県南相馬市原町区錦町一丁目25番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>本委託は、主に機械除草（肩掛式）による農道等の除草を行うものであり、現在作業員の確保が困難な中で、南相馬市復興事業協同組合には31社が加入し作業員の確保ができること、また、市内全域の農道等状況を把握しており、市からの業務に十分対応できることなど、本業務を遂行できるのは上記組合のみであるため随意契約とする。</p>	
<p>工事等担当課名〔小高区産業建設課〕</p>		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 9 2 0 0 0 2 3 1 市道等除草業務委託
	履行場所	南相馬市原町区小浜地内外
	種類	業務委託
	概要	草刈業務（原町区27路線、小高区81路線） 延長 L = 150,581m 草刈 A = 903,486 m ²
相手方	名称	南相馬市復興事業協同組合
	代表者	理事長 石川俊幸
	所在地	福島県南相馬市原町区錦町一丁目25番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】	
	<p>本委託は、主に機械による市道等の除草を行うものであり、現在作業員の確保が困難な中で、南相馬市復興事業協同組合には31社が加入し作業員の確保ができること、また、市内全域の市道等状況を把握しており、市からの業務に充分対応できることなど、本業務を遂行できるのは上記組合のみであるため随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 建設部土木課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4292000235 仲町団地3号棟給水設備改修設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区仲町三丁目 地内
	種類	業務委託
	概要	【実施設計業務】 給水設備改修実施設計業務 1式
相手方	名称	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
	代表者	理事長 遠藤雄幸
	所在地	福島市中町7番17号(ふくしま中町会館)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 今回の業務は、市営住宅の給水設備改修に係る設計業務委託であり、既存の施設・構造に精通している必要があるため、本施設の設計者である上記業者と随意契約するもの。	
	工事等担当課名 { 建築住宅課 }	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。